

## 業務仕様書

### 1 業務名

仙台市海外展開推進事業運営業務

### 2 目的

原油高・物価高の影響による企業収益の減少への対応や、円安を活かした地域の「稼ぐ力」の強化策の一つとして、海外市場への進出強化が国の経済対策において打ち出されたところである。将来的な人口減少に伴う市場の縮小も見込まれる一方で、仙台市内企業の海外展開の割合は全国や東北地方に比べて低い状況であることから、海外への進出強化が国において打ち出されたこの機を捉え、魅力的な製品・サービス等を持つものの海外展開に取り組んでいない市内企業を中心に裾野の拡大を図り、企業の収益力の維持・拡大を図るべく、海外販路開拓に向けて行う取り組みを支援する。

### 3 業務履行期間

契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

### 4 業務内容

受託者は、上記の目的を達成するため、委託者（仙台市）と連携し下記に定める業務を行う。実施内容の詳細については、企画提案の内容を基に委託者と受託者で協議し調整する。

#### (1) 支援対象国・地域

支援対象国・地域は問わない。

企業のニーズに応じ、海外に事業所を有する海外展開支援企業等と連携し、市内企業の販路拡大や海外展開等に対する支援を実施すること。

#### (2) 支援対象者

仙台市内に本社・本店を有する企業

住民登録または事業所の所在地が仙台市内の個人事業主

※業種・分野を問わない

#### (3) 業務の内容

ア 海外展開可能性のある企業のリストアップ及び発掘

・魅力的な製品・サービス等を持つものの、海外への販路拡大に取り組んでいない市内企業を中心に海外展開可能性のある企業を300～500社リストアップする。

・リストアップした企業に対して電話・メール・訪問等によりアプローチを行い、新たに海外展開に取り組む企業の発掘につなげる。

イ ヒアリング・相談対応及び事業計画作成サポート

上記アにおいて発掘した企業及びその他市内企業から申し込みがあった際に、当該企業（以下「申込企業」という。）に対して、海外ビジネスに関するニーズや課題等に関するヒアリング、相談対応を行い、企業の状況に応じ事業計画作成サポートなどを行った上で、ウからオの支援につなげる。

※提携企業等による対応も可能

※必要に応じ他支援機関の既存制度（相談対応、補助金、展示会情報など）の紹介を行うこと

#### ウ 現地経済情報、取引先候補企業の情報提供・リストアップ

申込企業のニーズに応じて、現地経済情報の提供や面談・商談候補となる企業（商流形成を期待できるディストリビューター、輸入商社又は国内商社、小売店などの候補。以下、「取引先候補企業」という。）のリストを作成する。

※提携企業等による対応も可能

※市からの現地経済情報、現地企業等についての照会に対する対応を含む

#### エ 取引先候補企業との面談・商談セッティング

取引先候補企業とのアポイントを取得し、面談・商談をセッティングする。

※提携企業等による対応も可能

※市が指定した現地企業等との面談・商談セッティング依頼対応を含む

#### オ 面談・商談準備及び同行

エでセッティングした面談・商談に臨むにあたり、必要となる「資料の翻訳」や、面談・商談時の「通訳の手配」を行うとともに、必要に応じて同行支援を行う。なお必ずしも対面での面談・商談に限らず、オンラインによる対応も含めるものとする。

※市が指定した現地企業等との面談・商談依頼対応を含む

#### カ 広報媒体の作成

- ・ア～オの業務内容を市内企業に対して周知する広報媒体（チラシ等）のデータを作成する。
- ・アでリストアップした企業のうち、ヘルスケア関係企業の製品カタログデータを作成する。

#### キ 月次状況報告

受託者は、毎月 10 日を目途に、前月における申込企業とのやり取りや支援状況をまとめ、委託者に報告すること。また、これに限らず、委託者による随時の報告依頼にも可能な限り応じること。

#### ク 実績報告書

- ・令和 6 年 3 月 29 日（金）までに下記事項に係る実績等を総括した報告を行うこと。

①ヒアリング・相談対応及び支援申込企業の企業概要

②企業への対応内容

③取引先候補企業との面談・商談内容

企業へのヒアリングにより把握できた、面談・商談の成果・実績の調査結果・分析

対象国、商材、商流、企業への支援成果（成約有無・成約売上額等）を確認し報告に含めること。

#### ④企業へのアンケート実施・結果集計・分析

- ・受託者は、本業務完了後、本業務に係る実績報告書 1 部 (A4 判) 及び関連資料一式を紙及び電子ファイル (PDF 形式及び加工可能な元データ) により委託者に提出するものとする。
- ・本業務の実施内容及び成果をまとめるとともに、得られた知見を分析・評価し、今後に向けた提案を報告書内にまとめるものとする。

#### 5 申込企業の費用負担

原則として、申込企業は本業務による支援を無料で受けることができる。

ただし、以下に挙げる費用については、全額申込企業の負担とする。疑義が生じた場合は、受託者は速やかに委託者へ報告し、対応を協議すること。

- (1) 申込企業の渡航費、交通費及び宿泊費等
- (2) 面談・商談等にかかる費用（会場費、飲食代等）
- (3) 通信費（電話、オンライン会議に要する費用等）
- (4) 本業務の支援内容の範囲外で、申込企業が受託者等と直接契約することにより発生する費用
- (5) その他、本業務委託に含まれないサービスを受ける場合

#### 6 委託料の支払いについて

上記の 4（3）業務内容のうちア～オについては単価契約とし、委託者は実績報告書の支援実績数に応じて報酬を支払う。カ～クについては総価契約とし、委託者は実施内容に応じて契約に基づいた委託料を支払う。

単価契約の各支援内容の想定件数は下記の通りとするが、契約額の範囲内で、支援状況に応じた対応を図る。

支援項目	想定 件数
海外展開可能性のある企業のリストアップ・アプローチ	300～500 件
対象企業からのヒアリング・相談対応	100 件
事業計画立案	30 件
取引先候補企業のリストアップ	10 件
取引先候補企業との面談・商談セッティング	10 件
資料の翻訳	10 件
通訳の手配	20 件
面談・商談同行	20 件

## 8 予算上限

24,915 千円（消費税及び地方消費税の額を含む）

※上記金額は、規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

※業務の実施内容を提案書や仕様書等の関係書類と照合し、当該関係書類に記載された具体的な指標等に対して、明らかな不足があると本市担当が判断する場合は、協議の上、契約変更により契約金額の減額を行うものとする。

## 9 業務の実施が困難になった場合の取扱い

新型コロナウイルス感染症等への対策などの事情により、業務の実施が困難になった場合は、委託者と受託者が協議の上、業務内容や契約額の変更等を伴う契約改定を行うものとする。

## 10 その他特記事項

### (1) 守秘義務

- ・ 受託者は、本業務を通じて知りえた秘密を第三者に漏えいすること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。
- ・ また、本業務の結果データ等の使用・保存・処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、委託者の指示に従うこと。受託者は、委託者よりデータ等の廃棄の指示を受けた時は、速やかに当該内容を破棄し、その処理経過は書面をもって、委託者へ報告すること。

### (2) 疑義の解消等

- ・ 業務の実施にあたって必要な事項のうち、本仕様書及び契約書に定めのないものは委託者及び受託者の協議により定める。

### (3) 実績報告に係る留意事項

- ・ 本業務実績報告については、意味不明、不完全または曖昧な表現の記述をしないように留意し、専門的または特殊な法律・技術用語については用語解説又は注釈を付記すること。
- ・ また、報告書等の納入後、委託者において実施する履行検査の結果、本仕様書記載の内容と著しく異なるまたは不足する場合は、受託者の責任において関連する項目を精査し、当該個所の修正または追加を行うこと。
- ・ また、委託者は、本業務の報告書に個別の企業情報等を除く修正を加えたものを、ホームページに掲載することができるものとする。受託者は、この点を念頭に置いて報告書を作成すること。

### (4) 著作権等

- ・ 受託者は、委託者に対し、当該事業に基づく成果物（以下「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする。
- ・ 受託者は、本著作物に関する著作者人格権を、委託者または委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。

- ・ 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したことおよび第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- ・ 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

## 11 委託者担当部局

仙台市役所経済局イノベーション推進部産業振興課